

第2回国際データガバナンス検討会 事務局説明資料

2024/02/09 国民向けサービスグループ 国際戦略

第1回国際データガバナンス検討会の振り返り

議論の ポイント

- 今年度、DFFTの具体化のための国際的枠組みとして、OECDの下で**IAP**（the Institutional Arrangement for Partnership: パートナーシップのための制度的アレンジメント）の設立と初期プロジェクトを日本から提案。データの越境規制に関する**国際的な調和を図り、日本企業のニーズを国際ルールに反映する**上で、IAPにおける議論がきわめて重要である。
- 今後、**IAPに対して国内ステークホルダーのニーズを踏まえた具体的かつ有意義な提案を行うため**、本検討会を開催する。第2回では、**過去のDFFT研究会でとりまとめたステークホルダーのニーズを紹介するとともに、新しい分野のニーズについても掘り起こしてほしい**。
- 本検討会での議論も踏まえて、今後、国際社会及び国内に向けて、以下のような取組が必要である。

<国際社会に向けて今後取り組むべき課題>

- 国際会議の場における**日本のリーダーシップ**の維持・強化。
- データ越境に関する**規制の透明性**の確保。各国の法規制の関係性の整理や国際的な調和の実現。
- 海外諸国の規制の運用実態に関する情報収集や現地での交渉に対する**インテリジェンス機能の強化**。
- プライバシー強化技術（PETs）等の**技術的解決策**に関する検討促進。
- データの越境流通に関する業種やテーマごとの**ユースケース**を用いた具体的な議論の導入。
- **非個人データの越境流通**に関するさらなる議論・検討。

<日本国内において今後取り組むべき課題>

- データの越境移転によって実現できるメリットの具体化・周知。メリットを活用した**日本企業の潜在的ビジネスチャンスの発見促進**。
- DFFTが十分に実現されない場合の**デメリットに対する認識の強化**。
- メリット／デメリットの認識を通じた日本企業の問題意識の具体化。国際的なルールメイキングへの参加に対する**企業のモチベーション喚起**。
- 多様な業種・規模の**日本企業のニーズの収集・集約**。
- **市民からの意見・ニーズの集約**。
- データ越境先での**ガバメントアクセスに対する企業の不安感への対応**。

DFFT研究会の振り返りと今後の進め方

2021年度DFFT研究会

- ・企業が直面するデータ越境の障壁と課題を明確化
- ・各国のデータ関連規制の整理
- ・上記を踏まえのDFFT具体化に向けて核となる5つの領域の策定



2022年度DFFT研究会

- ・2021年度研究会で整理された5つの領域の課題、解決策の具体化
- ・ステークホルダーと政府当局の間の対話の場の設置に関する提案、具体化



2023年12月OECDの下でInstitutional Arrangement for Partnership (IAP) 立ち上げ



2023年度国際データガバナンス検討会

- ・DFFT研究会にてヒアリングできなかった企業、業界へのヒアリング（農業分野、〇〇分野、ベンチャー企業等）
- ・2024年度の検討会で議論すべき課題のリストアップ
- ・国内においてデータガバナンスの議論ができる仕組み（エコシステム）および活動方針の確認

データの越境移転の障壁と課題の具体事例（2021年度DFFT研究会の振り返り）

2021年度DFFT研究会（データの越境移転に関する研究会報告書 [20220228_1.pdf \(meti.go.jp\)](#)）

・企業が直面するデータ越境の障壁と課題を明確化（報告書内スライド3-9）

企業が直面するデータ越境の障壁と課題

金融	自動車	メーカー
<ul style="list-style-type: none"> ○各国の移転制限に合わせて対応している ○インド、タイなどの新たな規制に対する対応を検討中 ○クラウドサービス利用の拡大検討しているが、国によってクラウドサービスに対する対応異なり、今後さらに問題になると考える ○データローカライズ規制は、サーバー設置コスト、要員トレーニング、システム管理リスク、顧客の利便性低下、等問題が発生する ○中国のガバメントアクセスにより、中国国内でやりとりするデータも開示要求があった ○越境移転規制があると、自国内でデータ分析することになるため、人材育成コストがかかる上、ノウハウも蓄積されない 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両番号が個人情報に該当するか否かなど、定義が国によって異なるため国際的に統一されたルールが望ましい ○GDPRは域外適用があり、日本の個人情報保護法との二重適用を解消して欲しい ○グローバルでデータ集約できれば、分析部隊も集約できる ○越境移転規制があると、自国内でデータ分析することになるため、人材育成コストがかかる上、ノウハウも蓄積されない ○中国はダントツで規制厳しく、中国国内で完結するオペレーションをとっている ○車載カメラの画像データに映り込んだ一般人の同意の取り方についてルールが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○中国個人情報保護法は個人データの定義が広く注意している。中国サイバーセキュリティ法も現状では明確でないがIoTデータが重要データとみなされると移転制限がかかる可能性がある ○データローカライズ規制（ロシア、インドネシア、ベトナムなど）はコストが膨らみビジネス上障害となっている ○今後データ分析を社会委託するケースが増えることが予想され、これに伴いクラウド依存も増える。委託先でデータが安全に扱われているかなどの契約、責任明確化が必要。各国制度が異なることで個別の対応が必要になると非常に困る ○各国制度に精通した専門家が社内におらず、相談する外部専門家もいない
インフラ	商社	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○中国サイバーセキュリティ法の定義が曖昧。重要情報インフラが対象となるが、電力、インフラなどがどこまで対象となるのか、自社のどのような事業に影響あるか見極められていない ○各国制度の相互運用性を高めてもらいたい ○クラウドサービスを利用してA国で事業をしようとした際、サーバーがB国にあり、2国の個人情報保護法をクリアする必要あり、クラウドサービス利用が広がる中でこうした問題が増えることを懸念している ○データローカライゼーションは最低限にとどめるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○AI、ビックデータを活用するケースではデータの自由な流通がより望ましいが、基本は決められた規制に合わせていくというスタンスなので、規制の情報を早めに知りたい ○中国の子会社はシステムサーバーから切り離し、独自のサイバーセキュリティ体制をとって対応している ○中国拠点は他国とのネットワークに接続せず、被害が中国の中で収まるようにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ○商品の納入後の権利関係が不透明（例えば、自動車メーカーに納入後、組み立ての為に商品が越境している場合にどうなるのか） ○中国やその他の国で自分たちの事業がどの規制に抵触するか分からない。懸念点を教えて欲しい。 ○法律面でサポートしてもらえるところの情報が欲しい ○海外で収集したデータを活用する場合、日本と当該国の両方で課税される場合がある

抽出した政策課題（2021年度DFFT研究会の振り返り）

2021年度DFFT研究会（データの越境移転に関する研究会報告書 [20220228_1.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/20220228_1.pdf)）

- ・各国のデータ関連規制の整理（報告書内スライド9-12）
- ・上記を踏まえのDFFT具体化に向けて核となる5つの領域の策定（報告書内スライド13）

DFFT具体化に向けて核となる5つの領域

透明性の確保 – Transparency

データの越境移転に関する規制について、透明性確保に関する課題を共有するとともに、その改善に向けた国際協力の内容（例えば、情報共有、通報制度、ガイドラインやベストプラクティスの共有など）の検討を行う。

技術と標準化 - Technology and Standardization

第三国へデータを移転する際にプライバシーやセキュリティ等を確保する上で、目安となるような技術や、その技術の実装に係る標準について、国際的な理解と議論を喚起し、産業界等のステイクホルダーに対して連携・関与を求める。

相互運用性 – Interoperability

データの越境移転に係る各国国内制度が異なることを前提に、既存の認証制度を含め、「相互運用性」を確保するための政策オプションの調査・検討を行う。

関連する制度との補完性 – Complementarity

データの越境流通に係る既存の通商ルールや一般原則に加え、プライバシーやセキュリティ分野におけるデータ取扱いに係る議論などとの相互補完的かつ調和した形で検討を進める。

DFFT具体化の履行枠組みの実装 – Implementation

DFFTのビジョンに賛同が得られた国との間で、例えば、透明性確保のため各国の法改正に関する通報制度や関連する取り組みに係るレビューなど、DFFTに親和的な政策を推進するための協力枠組みのあり方を検討する。

2. データのライフサイクルと越境移転における障壁

類型4：IoTを介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析（個人情報が含まれる場合）

- 概要
グローバルに販売した機器等について、IoTプラットフォームを活用し、機器のオペレーションやそれに付随する稼働環境、エネルギー消費等に係るデータを海外からリアルタイムに収集・分析することで、顧客のニーズを踏まえた商品システムの提供、故障の発生予測、現地環境への適合などを行う。
- データ管理方法
個人所有の機器からの情報収集であり、品質解析などの観点から顧客自身のIDなどの個人情報を含まれる。また、機器の稼働環境に関する情報は、機器によって多種多様なデータが収集可能であるため、越境移転の規制対象となり得る。これらの情報には機器の稼働上必要不可欠なものが含まれており、急な規制そのものや解釈の変更によって、一部サービス停止につながるリスクがある。

データのライフサイクル		移転
データのライフサイクル	A) データの状況・ライフサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 販売した機器に備え付けられたセンサーから、データ取得する。 センサーから取得した情報を集約する。IoTの性質上、データは直接本社開発拠点に送信する。
	B) 企業の要望	<ul style="list-style-type: none"> 顧客のシステムから拠点のサーバーに直接・自動的に収集した情報を送信できるようにすることが望ましい。 現地環境に適応させるための情報収集もあるが、特にビジネスモデルとの関係で重要な情報は、機器の稼働一般にかかる情報（機器・ソフトウェアのエラー、事故・セリット、実測情報、エネルギー消費など）で、データは複数拠点に置いて常に全世界で同期しておくことで、分析・開発業務やトラブル対応を24時間365日実施できるようにしておくことが望ましい。
	C) 企業からみた課題	<ul style="list-style-type: none"> 越境移転規制に対して、個人情報のみならず、「セキュリティ情報」「重要情報」など非個人情報を含む新しいデータ区分が登場しているが、規制対象の範囲が曖昧かつ、申し合わせなどの関連文書によって対象となる情報が急遽追加されることが増えている。 IoTの特性を生かしたリアルタイムモニタリングを行う上で、越境移転にかかる法令要件の遵守にかかる手続は、ある程度標準化・定型化できると望ましい。

3. 各国データ関連規制の現状①

- 各国で順次導入されているデータ関連規制について、越境移転規制や国内保存・国内保管義務にかかる規定を整理した。越境移転規制の対象となる情報や越境移転が許容されるための要件、国内保存・国内保管義務の有無や内容といった各国法令における規定ぶりが国によって大きく異なっており、グローバルに事業展開を行う企業の各国法令への対応コストは、近年ますます大きくなっている状況。
- 一方で、「データ」という存在自体、多面的な性質を持っているため、目的や文脈によって様々な分類が可能でありながら、その境界線には常に解釈の問題が存在しており、シンプルかつ履行しやすい形で一般的なタクソノミー（定義・分類）することは困難。

法令名	規制の対象となる情報	規制の対象者	越境移転規制				国内保存・国内保管義務	
			目的の特定	所定の契約	本人の同意	その他	規制されるデータ	義務の内容
EU GDPR	個人データ（識別され又は識別可能な自然人に関する情報）	管理者又は処理者	可能（十分性認定）	可能（SCC, ad hoc契約）	可能	拘束力ある社内規程、公約締結の認証、契約の履行の確保、重大な公益・生命の保護等	個人情報保護法上は、規制なし	
米国			個人情報保護法上は、規制なし				個人情報保護法上は、規制なし	
カナダ			個人情報保護法上は、規制なし				個人情報保護法上は、規制なし	

政策課題に対する解決策の提言（2022年度DFFT研究会の振り返り）

2022年度DFFT研究会（データの越境移転に関する研究会報告書 [20230131_1.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/20230131_1.pdf)）

- ・ 2021年度研究会で整理された5つの領域の課題、解決策の具体化
- ・ ステークホルダーと政府当局の間の対話の場の設置に関する提案、具体化

DFFT具体化に向けて核となる5つの領域の課題、解決策の具体化

5つの領域	問題の所在	解決策
透明性の確保 Transparency	データの管理・保存に関する規制の数が増加し続けていること、それら異なる分野の規制の適用関係がわかりにくいこと、言語の壁、その他様々な各国固有の事情など、関連する国内法令の全容を理解して適切に法令を遵守する上での困難を抱えている（P6）	「データの越境移転に係る各国制度について整理された情報をマッピングするためのシステムの構築」及び「当該システムが機能するための仕組みの構築」（P14以降）
技術と標準化 Technology and Standardization	企業等のデータ利用者は、データを第三国へ越境移転する際、データの移転先国でも、多くの事例において移転元国と同等の保護・管理体制の確保を法令上要求される（P16）	PETs、Reg Tech 等の技術を活用することによる法令遵守の効率化等実施（P21以降）
相互運用性 Interoperability	各国規制の違いや、既存規制の想定するガバナンス手法とグローバル化したデータ利活用・越境移転の現実のギャップへの認識・対応における温度差など、「相互運用」が難しい（P28）	Regulatory Sandbox制度やDigital Sandbox制度の整備により、PETs、Reg Tech 等の技術活用を推進する環境を整備することなど、技術の活用を中心に、相互運用性を確保（P30以降）
関連する制度との補完性 Complementarity	データの自由な越境流通に係る既存の通商ルールや一般原則（G7デジタル貿易原則など）、またプライバシーやセキュリティ、知的財産分野等におけるデータの取扱いに関する議論を踏まえ、それらの取組との間で相互補完的かつ調和した形で検討を進める必要がある（P32）	既存の国際制度に対して補完性を有することを意識した制度設計を行うことが重要（P35以降）
DFFT具体化の履行枠組みの実装 Implementation	マルチステークホルダーが直面している優先課題について関係各国で合意した上で、この課題の解決に向けてデータのライフサイクルに関わるマルチステークホルダーが参加・協力して取り組んでいく国際協力枠組みのあり方を検討する必要がある（P43）	ステークホルダーと政府当局の間の対話の場の設置。個別の案件ごとにアドホックに場を設けて協力案件を一から議論するのではなく、このようなマルチステークホルダーが協働する常設のフォーラムを設置する（P46以降）

DFFT具体化のための国際枠組み

Institutional Arrangement for Partnership (パートナーシップのための制度的アレンジメント)

■ Institutional Arrangementについて

- ① OECDの既存委員会（政策分野ごとの加盟国の意思決定機関）を活用。DFFTに関する多数国間の政策立案・調整を推進
- ② 委員会の下に、政府関係者と専門家・ステークホルダーからなる作業グループ（プロジェクト）を設置。
委員会の政策立案・調整に向けた助言と、そのボトルネックを解消する具体的なソリューションを議論・開発・提供

■ for Partnershipについて

- ③ 作業グループごとに様々な国際組織・機関と連携した共同プロジェクトが可能。各加盟国に対して共通のソリューションを提供。



※各作業グループには、プロジェクトの性質に応じて、政府・ステークホルダーからそれぞれ適切な代表者が参加

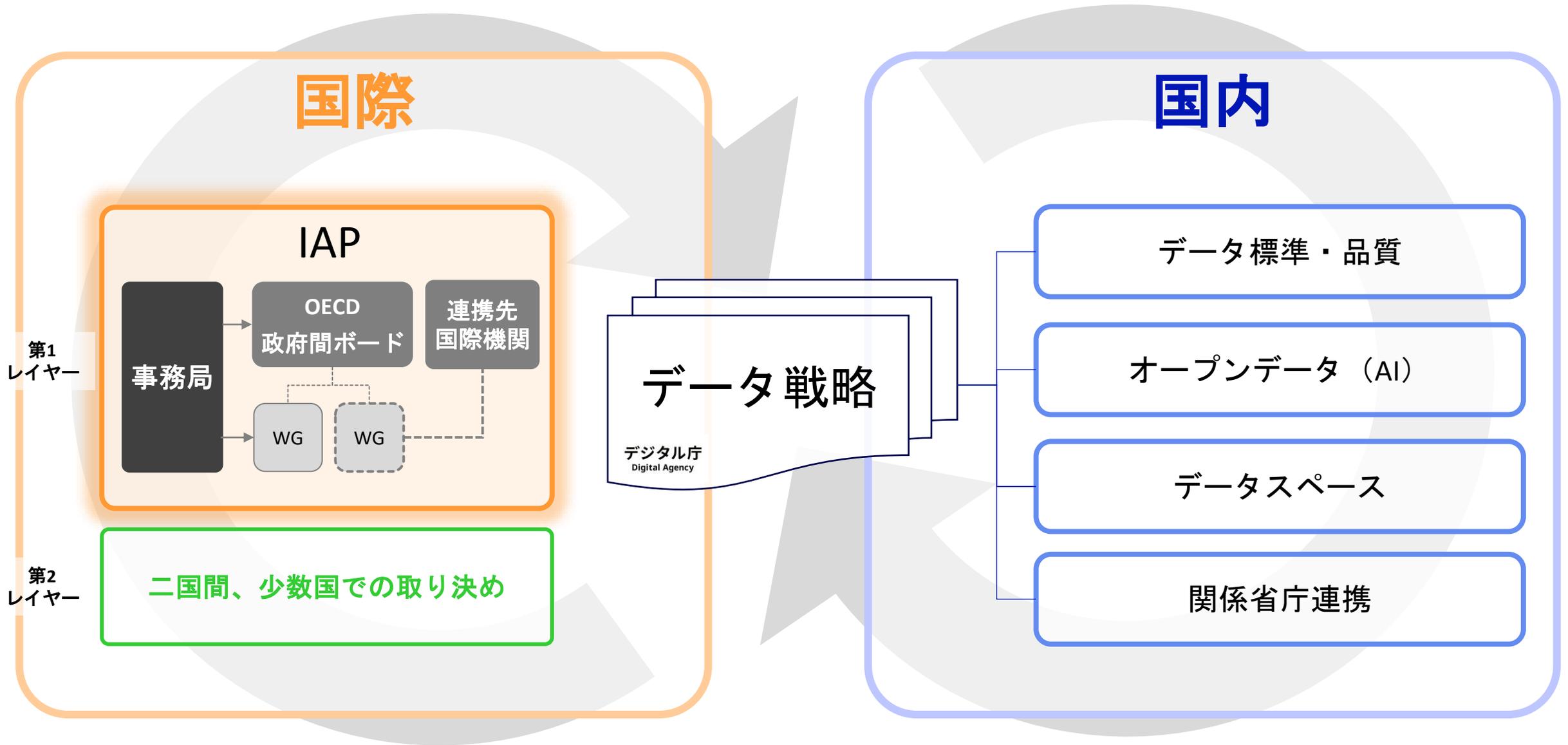
【プロジェクト例】

- データの越境移転に関する政策・規制の透明性向上 (ASEAN/アジア連携を念頭)
- 規制アプローチにおける共通性を特定し、特定分野における国際的なコンプライアンスアプローチの推進 (例: digital payments)
- PETsの新たなユースケースの特定とドキュメント化、PETs規制サンドボックスの知見活用の検討
- OECDガバメントアクセス原則の履行と啓蒙活動

DFFTコミュニティ (IAP)

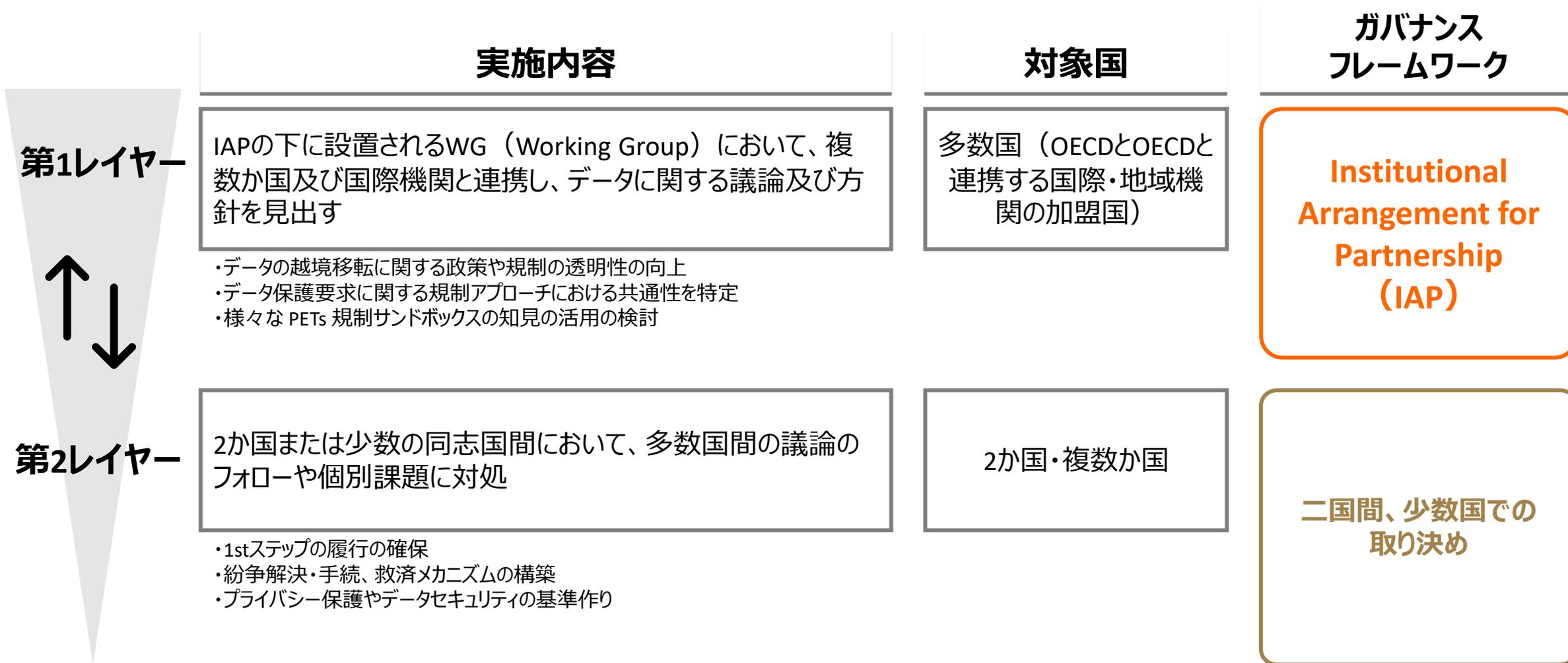
※OECDのもとで承認 (2023年12月4日)

個人・非個人データの包括的なデータエコシステムと デジタル経済社会の構築



国際データガバナンスの取組の進め方について

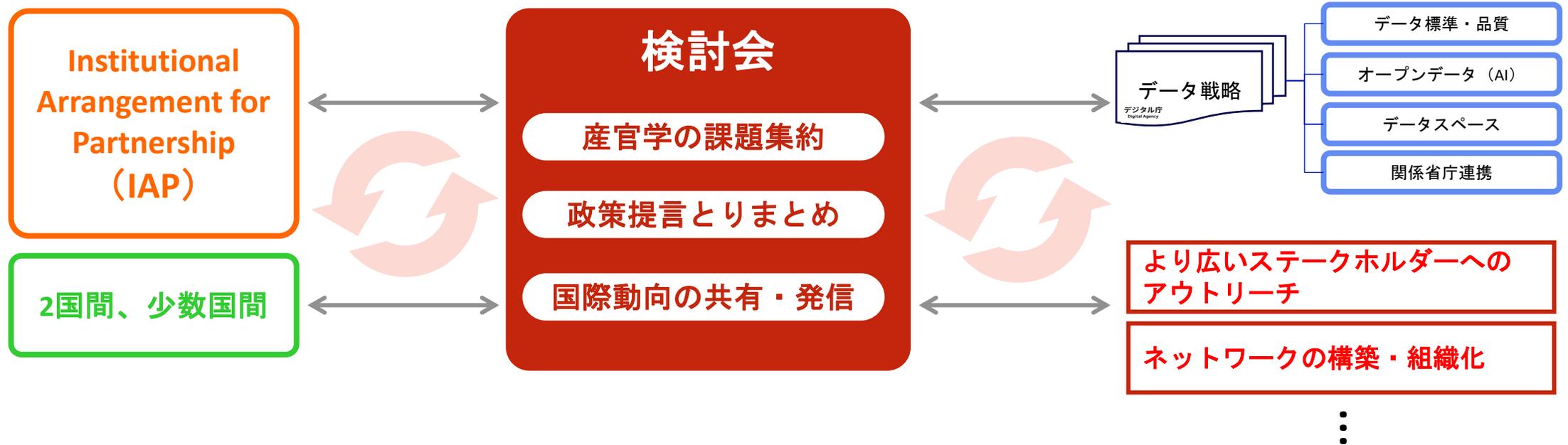
DFFT推進を通じ、プライバシーやセキュリティ政策の違いに関わらず、価値観を共にする国の中で、データを越境・共有することの重要性を確認（第1レイヤー）し、技術を活用しながら、分野横断的な政策調整・相互運用性の向上を具体的（第2レイヤー）に推進



国際データガバナンス検討会の役割

● 検討会実施の目的

- ・ OECDの下で立ち上がったInstitutional Arrangement for Partnership (IAP) やその他の国際枠組みに向けた我が国企業や市民社会等の国内ステークホルダーのニーズを踏まえた具体的な提言
- ・ 国内外一体的な包括的なデータエコシステムとデジタル経済社会の戦略的な構築に向けた提言



課題

- ・ メリット／デメリットの認識を通じた**日本企業の問題意識の具体化**
- ・ 国際的なルールメイキングへの参加に対する**企業のモチベーション喚起**
- ・ 多様な業種・規模の**日本企業のニーズの収集・集約の手法**
- ・ **市民からの意見・ニーズの集約の手法**

勉強会方式でのヒアリング・モチベーション喚起等

⋮

デジタル庁
Digital Agency